

八幡浜市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症 検査費用補助事業実施要綱

〔令和3年5月17日〕
〔要綱第44号〕

改正 令和3年 6月21日要綱第53号
令和4年 3月24日要綱第29号

(目的)

第1条 本事業は、令和4年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金交付要綱（令和4年4月1日愛媛県施行）に基づき、高齢者福祉施設等において職員を対象に新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の感染拡大防止に必要な自主検査（PCR検査又は抗原検査であって、行政検査によらないものをいう。以下同じ。）を行う経費を補助することにより、高齢者福祉施設等の負担を軽減し、もって高齢者福祉施設等の利用者への安全なサービス提供の確保に資することを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、高齢者福祉施設等とは、次の各号に該当するものをいう。

(1) 高齢者施設・事業所 次のアからウまでに掲げるもの全てをいう。

ア 介護保険施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

イ 介護サービス事業所 訪問介護（第1号訪問事業を含む。）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（第1号通所事業を含む。）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人

福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防支援（第1号介護予防支援事業を含む。）を提供する事業所

ウ その他の高齢者施設 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス

(2) 障がい福祉施設・事業所 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、相談支援、障害児相談支援を提供する施設・事業所、障害者就業・生活支援センター、地域活動支援センター、小規模作業所、身体障害者福祉センター、視聴覚障害者情報提供施設

(補助対象者等)

第2条 本事業による補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当する職員等に対し自主検査を行った高齢者福祉施設等を運営する法人等とする。

(1) 業務に関連する資格試験受験又は研修受講、冠婚葬祭（2親等以内の親族に係るものに限る。）その他のやむを得ない理由により、県外の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域と市とを往来した職員等（帰県後1週間以内に自主検査を受けた職員等に限る。）

(2) その他市長が必要と認める職員等

(補助金の額の算定方法)

第3条 補助金の額は、令和5年3月31日までにを行った自主検査1件につき、次に掲げる額のうち、最も少ない額を検査ごとに算定し、その合計額とする。

(1) 検査費用の実費

(2) 次に掲げる自主検査の区分に従い、当該区分に掲げる額

ア PCR検査 1件当たり20,000円

イ 抗原検査 1件当たり 7,500円

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、別に定める期日までに八幡浜市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請書兼請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、八幡浜市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知する。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定をもって、補助金の額が確定したものとみなし、当該補助事業者に対し補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第6条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者が虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたと認めるときは、当該補助事業者に係る補助金の交付決定を取り消し、又は変更するとともに、及び既に交付した補助金がある場合にあっては、当該補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

（関係書類の保管）

第7条 補助事業者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を本事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（消費税等に係る税額控除の報告）

第8条 交付申請をした補助事業者は、第4条の規定により申請書兼請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(交付申請に係る経過措置)

- 2 この要綱の適用の日からこの要綱の施行の日の前日までの間に県補助金の交付決定を受けた者で、市補助金の交付を受けようとする補助事業者に係る第4条の規定の適用については、同条中「県補助金の交付決定の日から起算して2週間以内」とあるのは、「この要綱の施行の日から起算して2週間以内」とする。

(押印に係る経過措置)

- 3 この要綱の施行の日から八幡浜市会計規則の一部を改正する規則（令和3年規則第15号）の施行の日の前日までは、様式第1号の規定の適用については、同様式中「代表者職氏名」とあるのは、「代表者職氏名 ㊟」とする。

[八幡浜市会計規則の一部を改正する規則(令和3年規則第15号)の施行の日=令和3年6月1日]

附 則 (令和3年6月21日要綱第53号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の八幡浜市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助事業実施要綱の規定は、この要綱の適用の日（以下「適用日」という。）以降に申請があったものについて適用し、適用日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月24日要綱第29号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の八幡浜市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行った自主検査について適用し、同日前に行った自主検査については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

八幡浜市高齢者福祉施設等における
新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

八幡浜市長 様

法人住所

法人名

代表者職氏名

八幡浜市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金の交付を受けたいので、八幡浜市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助事業実施要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請及び請求をします。

記

1 交付申請（請求）額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 実績報告書（別紙）
- (2) 補助金交付申請額の根拠となる資料

【指定口座】

| | | |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 金融機関名 | 銀行・農協 組合・信組 () | 本店・支店 本所・支所 () |
| 預金種別 | 普通（総合） ・ 当座 | |
| 口座番号 | | |
| 口座名義人 | (フリガナ) | |
| | | |

別紙

実績報告書

| | | | |
|---------|---|--------------------------------|-------------------------------|
| 法人名 | | | |
| 施設・事業所名 | <input type="checkbox"/> 高齢者施設・事業所 <input type="checkbox"/> 障がい福祉施設・事業所 (名称) | | |
| 検査日 | 年 月 日 | | |
| 検査内容 | 検査種別 | <input type="checkbox"/> PCR検査 | <input type="checkbox"/> 抗原検査 |
| | 検査費用 (1件あたり) | 円 | 円 |
| | 検査数 | 件 | 件 |
| | 検査費用総額 | 円 | 円 |
| 補助金内訳 | 補助額 (1件あたり) | 円 | 円 |
| | 検査数 | 件 | 件 |
| | 補助金総額 | 円 | 円 |

(注意事項)

- ① 施設・事業所ごと、検査日ごとに作成すること。
- ② 「補助額（1件あたり）」欄には、「検査費用（1件あたり）」と補助限度額（PCR検査20,000円、抗原検査7,500円）を比較していずれか少ない額を記入すること。

様

八幡浜市長

八幡浜市高齢者福祉施設等における
新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった八幡浜市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金について、下記のとおり決定したので、八幡浜市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助事業実施要綱第5条の規定により通知します。

記

1 交付決定

(1) 交付決定額 円

(2) 交付方法

申請書記載の金融機関口座への振込み

振込予定日 年 月 日

2 不交付決定

交付しない理由

様式第3号（第8条関係）

八幡浜市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症
検査費用補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

八幡浜市長 様

法人住所

法人名

代表者職氏名

事業所名

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、八幡浜市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業実施要綱第5条の補助金の額の確定額

金 _____ 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 _____ 円

4 補助金返還額（3－2）

金 _____ 円

（注）参考となる資料を添付すること。